

令和6年度第1回広島市景観審議会眺望景観検討部会 会議要旨

- 1 会議日時 令和6年（2024年）7月30日（火）9時58分～11時09分
- 2 開催場所 広島商工会議所ビル 9階 会議室（大）
- 3 出席委員（4名）
角倉 英明、吉田 幸弘、真木 利江、高田 由美
- 4 議事
本通3丁目地区市街地再開発事業について
(1) 環境影響評価準備書（案）の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めた内容の確認
(2) 環境影響評価準備書の内容確認
(3) 景観形成の観点から求めることの調査・検討結果（案）の取りまとめ
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴者 一般傍聴者 8名
報道関係傍聴者 0社
- 7 会議資料
資料1 令和5年度第2回眺望景観検討部会における主な意見（中間取りまとめに反映した内容）
資料2 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書（案）（令和6年2月時点）の
段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めること
資料3 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書 一抜粋一
資料4 新旧対照表（本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書 一抜粋一）
資料5 事業者の対応方針
資料6 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して
景観形成の観点から求めることの調査・検討結果（案）
資料7 新旧対照表（景観形成の観点から求めることの調査・検討結果（案））
- 8 発言の要旨
【部会成立の報告】
【議事の説明】
【議事(1) 環境影響評価準備書（案）の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めた
内容の確認】
○角倉部会長
それでは、資料1及び資料2について、事務局から説明をお願いしたい。
○地井都市デザイン担当課長
（「資料1 令和5年度第2回眺望景観検討部会における主な意見（中間取りまとめに反映した内
容）」及び「資料2 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書（案）（令和6年2月時点）
の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めること」について読上げ）
○角倉部会長
ただいま資料1と資料2について事務局から説明があったが、まず私から確認だが、諮問理由として
は、当該地にふさわしい景観形成の観点から事業者に求めることに関して諮問されているが、そのこと

に向けた答申案を検討するという理解でよかったですか。

○地井都市デザイン担当課長

そうである。

○角倉部会長

承知した。その点を委員には踏まえていただき、御意見をいただきたい。

何か御意見や御質問等はあるか。

○委員

意見なし。

○角倉部会長

前回の部会で取りまとめたことは、上手く事務局で整理されていた印象である。

【議事(2) 環境影響評価準備書の内容確認】

○角倉部会長

それでは続いて、議事の(2)「環境影響評価準備書の内容確認」に移りたい。

資料3の「本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書―抜粋―」と資料4の「新旧対照表（本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書―抜粋―）」、資料5の「事業者の対応方針」について、事務局から説明をお願いしたい。

○地井都市デザイン担当課長

（「資料3 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書―抜粋―」、「資料4 新旧対照表」及び「資料5 事業者の対応方針」について読上げ）

○角倉部会長

資料3では事業者が作成した準備書が示されていて、資料4では準備書（案）との新旧対照表、そして、資料5は事務局でまとめた整理結果となっていると思うが、特に大事だと思うのは、細かい文言が記載されている資料4であって、これを基に委員にはコメントをいただきたいと思う。

あわせて、資料2の3-1で示されていた「景観形成の観点から求めること（まとめ）」に対する回答が資料5だと思うので、それらを比較しながら検討いただきたい。

まず私からだが、資料2の3-1で記載されている(3)オは事業者と直接関係がなく、むしろ市に対して求めている内容なので、資料5で触れられていないという理解でよろしいか。

○地井都市デザイン担当課長

そうである。

○角倉部会長

承知した。そのため、(3)オの部分について事業者が回答していないことは致し方なかったということで委員には引き続き、検討いただきたい。

また、私自身も事業者には比較的に前向きに回答いただけたという印象であるが、不足していると思われる箇所があれば、随時発言いただきたい。

○吉田委員

私の提案した視点場を加えていただき、感謝したい。

資料5について質問させていただきたい。新たに加わったこれら3つの視点場のフォトモンタージュを確認できる機会はあるのか。あるのであれば、それはいつどこでできるのか。

○地井都市デザイン担当課長

具体的な時期については、未定である。

基本的には計画が進捗して、フォトモンタージュが作成でき次第、示されると事業者からは聞いている。また、その内容の確認方法については、3つの案が考えられる。

1つ目は、今後、景観審議会は景観形成の観点から求めることを事業者に伝達した段階で諮問内容が完結するので、今後検討を継続していく部分を引き続き景観審議会でも議論を行うのかということ。

2つ目は、今回の事業が再開発事業ということもあり、広島市からの補助金も入ることから、都市デザインアドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」）にも確実にかかることになるので、景観審議会において議論いただいた内容を引き継いでアドバイザー会議で確認していくのかということ。

最後3つ目は、市の景観部局である我々の方で、景観計画との確認を進めていくのかということ。

現状考えられるこれらの案のうち、今後どのように対応していくかは、今後事業者からの計画の進捗等も踏まえ、事務局で検討していきたい。

○吉田委員

承知した。

○角倉部会長

ほかいかがか。

私の方から再度確認だが、資料5の2「形態及び色彩について」の部分で、事業者の方針についてコメントをもらっているが、複数の協議の場を設けることを事業者側も意識しており、市も含め、お互いに議論をしながら進めていきたいという意向をお持ちだと思われるが、私としては、この点が大事だと考えているが、具体的にそういった場が設けられる予定はあるのか。

○地井都市デザイン担当課長

まず、こちらで表現されている景観事前協議だが、今回の建物は、景観計画によって景観法に基づいた届出が必要な行為の対象となっているものであるが、直前に届出を提出いただいても、協議の内容が反映されないことが多いので、広島市で要綱を定め、景観法に基づいた届出に先立って、事前に協議することを事業者には求めている。その事前協議を受ける仕組みになっているので、その場で計画の中身を確認することができる。

また、先ほどもお伝えした、広島市の補助金が入る再開発事業では、別途建物の外観のデザインを議論するアドバイザー会議にも確実に対象になる。

少なくとも、事前協議、景観法に基づく届出及びアドバイザー会議の3つに関しては、確実に実施いただく協議の場となる。それに加え、景観審議会に再度諮るかは、出てきた内容を踏まえ、審議会での議論の必要性を事務局で検討していきたいと考えている。

○角倉部会長

承知した。丁寧に実施いただくのが望ましいので、ぜひよろしくお願いいたします。

ほかいかがか。

○真木委員

資料5の3「その他について」のエの部分だが、スケジュールなど少し具体的な話はあるか。やはり景観はなじみがないものだと思うので、この建物が建築されるに当たって、広島市の景観を皆で考えられるのが望ましいことだと考えている。そのため、説明会の機会があるということだが、どのタイ

ミングになるのか気になった。

対応方針については、全て前向きにお返事いただき、うれしく思う。

○地井都市デザイン担当課長

現時点では事務局でも把握していない。

今現在としては、環境影響評価の中の準備書を公告した段階で、環境影響評価の手続きの中の説明会というものは開催されているとは聞いている。これに関しては、計画建物からの800mの周辺範囲の方々を対象としたものと聞いている。また、今後こういった形で、こういった周知を図っていくのかは事務局としても、事業者側から情報入手し次第、報告させていただく。

○角倉部会長

真木委員の発言に対し、事務局が回答した内容はおそらく資料2の2－3ページにおける「公告・縦覧・説明会」という部分での説明会ということだったかと思う。

高田委員はいかがか。

○高田委員

全てに対して前向きに回答いただき、資料もよくまとまっている。私からは特に意見はない。

【議事(3) 景観形成の観点から求めることの調査・検討結果（案）の取りまとめ】

○角倉部会長

それでは最後に、議事(3)「景観形成の観点から求めることの調査・検討結果の取りまとめ」についてである。

資料6の「本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めることの調査・検討結果（案）」と資料7「新旧対照表（景観形成の観点から求めることの調査・検討結果（案））」について、事務局から説明をお願いしたい。

○地井都市デザイン担当課長

（「資料6 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して景観形成の観点から求めることの調査・検討結果（案）」及び「資料7 新旧対照表（景観形成の観点から求めることの調査・検討結果（案））」について読上げ）

○角倉部会長

確認だが、諮問理由で示されている「適切な景観誘導を行いたく、環境影響評価準備書の段階で示される計画の内容に関して」という部分に対して、この部会で検討した結果を、この場をもって審議会に掛けるという理解でよろしいか。

○地井都市デザイン担当課長

そうである。こちらの資料6の調査・検討結果を審議会に報告し、検討経緯を踏まえながら説明し、資料6の3－1ページ、3の景観形成の観点から求めることについて（まとめ）の部分、最終的には事業者に求めることの内容として、審議会に諮っていきたいと考えている。

○角倉部会長

承知した。

もう一点確認だが、資料6のはじめにの部分において、日付が空欄になっているのは、審議会の日程又は決裁が下りた段階で追記されるという理解でよろしいか。

○地井都市デザイン担当課長

そうである。

○角倉部会長

承知した。

資料6及び資料7について、何か質問等はあるか。

○真木委員

質問だが、資料5は、今回の眺望景観検討部会から事業者に求めることに対して、すでに事業者から回答を得ている形かと思うが、この資料の位置づけはどういうもので、今後どのように扱われるのか伺いたい。

○地井都市デザイン担当課長

今回中間取りまとめをした段階で、多くの意見を委員からいただいている。その中で反映できた部分が現在の計画段階では少なく、残りの部分を今後事業者がどのようにしていくか確認をした資料になるが、当然今後については、事業者から出てきた具体的な計画等がこの回答の内容と合致しているのかという観点で、事務局、アドバイザー会議又は景観審議会で議論することになる。しかし、まだ計画が途中の段階であるため、これをもって事業者を拘束するものではないが、これと全く違う結果になった場合には、改めて景観審議会で議論を行う可能性が高いのではないかと考えている。

基本的にはここで示された内容に沿って提出された資料であれば、事務局又はアドバイザー会議で議論していく道もあると思う。そのため、具体的計画がこの資料と相違がないか判断するベースになると考えている。

○真木委員

承知した。

○角倉部会長

資料5はどういう位置づけになるのか私も気になってはいたが、事務局がこちらを踏まえて、事業者と議論を交わしていくという理解でよろしいかと思う。

ほかはいかがか。

○吉田委員

細かいことにはなるが、資料6の2-26ページのb-2の写真だが、もう少し露光量というか、少し暗いと感じるので、他の写真と同様に明るさを調整してほしい。

○地井都市デザイン担当課長

この写真については、前回の部会で議論するに当たって、事務局が撮影した素人写真であるので、フォトモンタージュ作成の際に、改めて事業者に撮影いただきたいと考えている。

○角倉部会長

高田委員はいかがか。

○高田委員

よくまとまっているので、こちらについても特に意見はない。

○角倉部会長

承知した。ほかはいかがか。

ではほかに意見がないということなので、私の方で今の意見をまとめさせていただく。

まず、議事(1)について、特に意見はなかったと理解している。

一方、議事(2)については、フォトモンタージュが今後確認できる機会があるかの確認だったが、事務局、景観審議会又はアドバイザー会議において確認でき、その際には、資料5を基準に判断していくということだったかと思う。

また、景観事前協議についてだが、市の要綱で、通常の景観法の届出よりも早いタイミングで協議に入るとのことだったので、事業者から直前に計画が示されることは回避できるということだった。だからこそ、アドバイザー会議も有効に機能するだろうということが説明されたと思う。

最後、市民を巻き込む話だったが、現状事業者から具体的な回答がないにせよ、すでに準備書が縦覧された中で、半径800mだったかと思うが、市民の方に説明会も開催されたという説明だったかと思う。いずれも大きな修正を求める内容ではなかったかと理解している。

では、議事(3)についてだが、資料5の取扱いについて質問があったが、こちらをベースに事務局と今後出てくる計画の議論をしていくという回答があったと思う。最後、b-2のフォトモンタージュの画像の明るさについて指摘があったが、そもそもの想定としては撮りなおしてもらい、フォトモンタージュを作成いただくと理解している。いずれにせよ、資料6及び資料7についても、修正を求めることはなかったと確認した。

私の理解で修正を要することはないか。

○委員

(異議なし。)

○角倉部会長

それでは、本日の議事は一通り終了したが、最後に私から皆に相談がある。

今後、この調査・検討結果を審議会へ報告し、審議を経て市に答申することになるが、今回の諮問内容が「準備書の段階で景観形成の観点から事業者に求めること」であることから、今回のまとめのページが答申の内容になると思われる。

しかし、私としては答申を導くための考察の部分、特に資料6の2-37ページ、ウの立地や高さについての部分が非常に重要な議論であったと認識している。今後、広島市が市民や関係者との共通認識を十分に醸成した上で検討することとしている、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の南北軸線上以外のその他の眺望景観の景観誘導のあり方を検討する際の重要な道標になるものと考えているので、審議会での報告の際には、まとめの部分のほか、この部分を丁寧に説明し、審議していただいた上で、審議会の総意であることを確認しておいた方が良くと考えており、審議会での報告の際には、事務局からの資料説明の後、部会長である私から直接、考察の部分をお説明させていただきたいと思うが、いかがか。

○委員

(異議なし。)

○角倉部会長

それでは、事務局にはそのような段取りで次回審議会について準備いただきたい。

○地井都市デザイン担当課長

承知した。それでは、次回の審議会では事務局の説明の後に、部会長から先ほどの考察部分について、説明をいただきたいと思う。ぜひ、よろしくお願いいたします。

○角倉部会長

承知した。

それでは、本日の議事は以上である。最後に事務局の方から何か連絡事項はあるか。

○地井都市デザイン担当課長

それでは、この度議論いただいた調査・検討結果について了承いただいたので、案の部分を削除した上で、景観審議会に報告しようと思う。景観審議会の日程については現在調整中であるため、後日連絡させていただく。引き続き、よろしくお願いいたします。

○角倉部会長

それでは、これで本日の審議を終了とする。

【閉会】